



県章

# 山形県公報

令和元年11月22日（金）  
第58号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 国土調査の成果の認証……………（農村計画課）…703
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…704
- 県営土地改良事業計画の変更……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………（森林ノミクス推進課）…705
- 同……………（同）…同
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県警察留置施設の実地監査に関する規則……………706

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（庄内総合支庁建築課）…同
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（監査委員）…711

## 告 示

### 山形県告示第458号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和元年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
白鷹町
- 2 調査を行った期間  
平成28年12月22日から平成31年3月20日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
白鷹町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字萩野の一部
- 5 認証年月日  
令和元年11月1日

### 山形県告示第459号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和元年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称

山形市

- 2 調査を行った期間  
平成29年4月3日から平成31年3月12日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字七浦、大字千手堂、六日町及び長町の各一部
- 5 認証年月日  
令和元年11月1日

#### 山形県告示第460号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和元年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
- 2 調査を行った期間  
平成29年4月3日から平成31年3月12日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字漆山の一部
- 5 認証年月日  
令和元年11月1日

#### 山形県告示第461号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営横山第一地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営横山第一地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
大石田町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和元年11月29日から同年12月27日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第462号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和元年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡西川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第463号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和元年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東根市（次の図に示す部分に限る。）、山形市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第464号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西村山郡朝日町大字三中地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和元年10月24日から同年12月20日まで
- 3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県警察留置施設の実地監査に関する規則をここに公布する。

令和元年11月22日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 吉 田 眞 一 郎

#### 山形県公安委員会規則第4号

##### 山形県警察留置施設の実地監査に関する規則

山形県警察留置施設の実地監査に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第18条の規定に基づき、留置施設の実地監査（以下「実地監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施項目）

第2条 実地監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 留置施設の管理運営に関すること。
- (2) 被留置者の処遇に関すること。

（実地監査計画）

第3条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、毎年度、実地監査の計画（以下「実地監査計画」という。）を作成し、山形県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の承認を受けなければならない。

（実施方法）

第4条 実地監査は、関係者からの聴取り、書類の閲覧、実地の視察その他適当な方法により実施するものとする。

（実施）

第5条 本部長は、実地監査計画に従い、監査官に実地監査を行わせるものとする。

（報告）

第6条 本部長は、実地監査を実施したときは、その結果をとりまとめ、公安委員会に報告しなければならない。

（細目）

第7条 この規則に定めるもののほか、実地監査の実施に必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和元年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規	格	公	区	家				賃				金	摘
						住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル	戸数	分	収入が 104,000円 以下の者	収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者		
県営美原アパ ート1号	鶴岡市美原町18 -1	3DK	74.2	2	一般用	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	3月分 の家賃 に相当 する額			
同 3号	同 19 -23	同	77.0	1	同	21,400	24,700	28,300	31,900	36,400	42,000				
同 東部アパ ート1号	同 朝陽町6 -25	同	55.7	2	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700				
同 2号	同 6 -5	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700				
同 茅原アパ ート1号	同 茅原草 見鶴16-1	同	63.5	3	同	17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,300				
同 2号	同	同	58.4	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100				
同	同	同	63.9	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100				
同 3号	同	同	64.2	2	同	17,900	20,700	23,700	26,700	30,500	35,300				
同 城南アパ ート1号	同 城南町9 -34	同	64.2	2	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,400	37,300				
同 2号	同 9 -30	同	62.6	1	同	18,500	21,400	24,500	27,600	31,500	36,400				
同 未広アパ ート1号	同 未広町23 -63	同	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600				
同 2号	同 23 -62	同	69.3	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600				
同 3号	同 23 -60	2LDK	69.3	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600				
同	同	3DK	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600				

同 川南アパー ト1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	2	同	15,400	17,800	20,400	23,000	26,200	30,300
同 2号	同 1-2	同	51.2	2	同	15,500	17,900	20,500	23,200	26,500	30,600
同 川南住宅4 号	同 1-4	3K	54.6	1	同	16,700	19,200	22,000	24,800	28,400	32,700
同 川南アパー ト5号	同 1-5	同	55.7	2	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,100	33,500
同 こがねアパ ート1号	同 こがね町 一丁目21-1	3DK	63.5	2	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300
同 2号	同 21-11	同	63.9	1	同	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100
同 東泉アパー ト1号	同 東泉町四 丁目15-21	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300
同	同	同	64.2	3	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,100
同 2号	同 15-22	同	62.6	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800
同	同	同	64.2	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700
同 3号	同	同	62.6	2	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300
同 鳥海アパー ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	5	同	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100
同 2号	同	同	69.2	2	同	23,200	26,800	30,700	34,600	39,600	45,700
同 3号	同	同	67.0	2	同	22,600	26,100	29,900	33,700	38,500	44,500
同 北新町アパ ート	同 北新町一 丁目1-58	2DK	55.0	1	同	19,600	22,600	25,800	29,100	33,300	38,400
同	同	3DK	64.3	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900

同 ト	余目アパー	東田川郡庄内町 余目字大塚93-1	同	62.6	2	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700	单身可	
		同	同	64.2	1	同	16,500	19,100	21,800	24,600	28,200	32,500		
		同 狩川アパー	同 狩川字山居22	同	58.0	1	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200		24,500
		同	同	同	58.0	2	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200		24,500

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和元年12月2日から同月6日までの午前10時から午後5時まで。  
ただし、郵送の場合は、令和元年12月6日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1



県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 令和2年2月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から令和元年9月10日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和元年11月22日

山形県監査委員 小 野 幸 作  
 山形県監査委員 木 村 忠 三  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
村山総合支庁建設部	前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。	<p>入札事務ミスの再発を防止するため、最低制限価格の算定に限らず、予定価格・積算、公告等閲覧図書、システム入力・操作等入札事務に関わるすべての業務について、チェックリストやマニュアルを活用し、複数人体制でのチェックを行うことで審査体制の強化を図ることとした。</p> <p>特に今回指摘のあった用地調査等事務委託については、県土利用政策課から通知のあった、最低制限価格算定表、用地調査等業務委託設計書チェックリスト及び最低制限価格等チェックリストを活用して検算やチェックを徹底することとした。</p> <p>また、関係職員すべてが入札事務に精通するよう、関係通知や要領の再確認と整理、定期的なミーティング等により情報共有を徹底していくこととした。</p>
最上総合支庁建設部	前年度会計の監査において注意した事項について、改善を行っていないものがある。	<p>財務会計システムの更新作業漏れや制度への理解不足による支給誤りが生じないようにするため、これまで誤りがあった項目や、赴任旅費の制度で注意すべき点などを盛り込んだチェックシートを作成し活用するとともに、複数名でのチェックを徹底することとした。</p>

<p>庄内総合支庁総務 企画部</p>	<p>工事施工管理が適切でないものがある。</p>	<p>工事の「事務処理チェックシート」を見直し、検査立会いを含めた必要な手続きを可視化するとともに、事務担当者と業務管理者が共有して確認することで、実績の少ない工事施工管理についても手続きの漏れがないよう改善した。また、週一回の係ミーティングで進捗状況や疑問点を確認していくこととした。</p> <p>是正改善を要すると認められた事項については、指摘を受けた所属に限らず各所属へ周知し、職員に注意喚起していくことで、再発の防止に努めていくこととした。</p>
-------------------------	---------------------------	---